

高知県中小企業等融資制度

県制度融資は、金融機関と信用保証協会の協力により県が融資条件等を定め、事業の皆さまに長期・低利・低保証料で融資を行います。

○ 災害救助法の指定を受けた市町村

(安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、本山町、大月町、三原村)

融資メニュー	災害対策特別融資
融資対象	①災害救助法の指定を受けた地域 ②高知県内において指定事業を営む中小企業者で、事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた方
融資金額	8,000万円
融資期間	設備 10年以内(据置2年以内) 運転 7年以内(据置1年以内)
利率	貸付利率 : 1.97%以内 保証料率 : 0.00%
期間	平成30年7月12日 ~ 平成30年12月31日(予定)

○ それ以外の地域で被害を受けられた方

融資メニュー	災害復旧融資
融資対象	高知県内において指定事業を営む中小企業者で、事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた方
融資金額	5,000万円(うち運転3,000万)
融資期間	設備 運転 7年以内(据置1年以内)
利率	貸付利率 : 2.17%以内(共有対象外 1.97%以内) 保証料率 : 0.11~0.34%(SN 0.20%)
期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日

○ 上記以外で影響を受けられた方

融資メニュー	安心実現のための高知県緊急融資															
融資対象	高知県内において指定事業を営む中小企業者															
融資金額	1億円以内															
融資期間	7年以内(据置1年以内) 10年以内(据置2年以内)															
利率	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>(7年)</td> <td>(10年)</td> </tr> <tr> <td>・貸付利率</td> <td>2.27%</td> <td>2.42%</td> </tr> <tr> <td>(共有対象外)</td> <td>2.07%</td> <td>2.22%</td> </tr> <tr> <td>・保証料率</td> <td>0.12~0.49%</td> <td>0.11~0.42%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(SNO. 30%)</td> <td>(SNO. 25%)</td> </tr> </table>		(7年)	(10年)	・貸付利率	2.27%	2.42%	(共有対象外)	2.07%	2.22%	・保証料率	0.12~0.49%	0.11~0.42%		(SNO. 30%)	(SNO. 25%)
	(7年)	(10年)														
・貸付利率	2.27%	2.42%														
(共有対象外)	2.07%	2.22%														
・保証料率	0.12~0.49%	0.11~0.42%														
	(SNO. 30%)	(SNO. 25%)														
期間	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日															

(参考)

日本政策金融公庫 災害復旧貸付

貸付利率：中小企業事業→1.16% 国民生活事業→1.36%

(いずれも7月11日現在、貸付期間5年の場合の基準金利)

貸付限度額：別枠 中小企業事業→1億5千万円 国民生活事業→3千万円

貸付期間：中小企業事業→設備資金15年以内・運転資金10年以内(据置2年以内)

国民生活事業→普通貸付の場合、10年以内(据置2年以内)